介護職員特定処遇改善加算について

介護職員の処遇改善におきまして、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで多くの取組が行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」において「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

社会福祉法人旭川聖会リバーサイドデイサービスセンターにおいては、賃金以外の処遇改善方法について、下記の通り取り組み、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を算定させていただきます。

【社会福祉法人旭川聖会リバーサイドデイサービスセンターにおける見える化要件への取組】

（1）資質の向上

・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

（2）労働環境・処遇の改善

・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善

（3）その他

・非正規職員から正規職員への転換

【介護職員等特定処遇改善加算の主な算定要件について】

加算の算定については、下記の要件を満たす必要があります。

① 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること。

② 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ 1 つ以上取り組んでいること。

③ 介護職員に賃上げ以外の処遇改善の取組を HP 等を通じ、「見える化」を行なっていること。